







製品安全データシート (MSDS)

① 製品および会社情報

2016.4.1改定

| | |
|----------|-----------------------|
| 製品名 | ユーオイル 専用うすめ液 |
| 会社名 | 株式会社 シオン |
| 住所 | 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3-8-1 |
| 電話番号 | 019-677-7060 |
| FAX番号 | 019-637-3190 |
| 担当部門・担当者 | 製造開発室 藤田 悠 |

| | | | |
|--|--------------------------------|--|------|
| 製品名 | | ユーオイル 専用うすめ液 | |
| ② 危険有害性の要約 | GHS ラベル要素 |  引火性液体及び蒸気  皮膚刺激  長期的影響により水生生物に有害 | |
| | 予 防 対 応 保 管 廃 棄 | 熱、火花、裸火、高温のような着火源から遠ざけること 禁煙 保護手袋、保護衣および保護眼鏡／保護面を着用すること 初期の火災には、粉末、炭酸ガス、泡消火器、乾燥砂などを用い消化する 涼しく風通しのところに保管する 産廃物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法律に従って処分する | |
| ③ 組成・成分情報 | 単一製品、混合物の区別：単一製品 成分：低臭性リモネン | | |
| | 危険な含有成分 | | |
| | 低臭性リモネン |  引火性液体及び蒸気  皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  水生生物に非常に強い毒性 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性 | 100% |
| 官報公示整理番号・CAS番号・国連分類及び国連番号・PRTR法・化審法番号・労安法通知物質：該当なし | | | |
| ④ 応急処置 | 吸入した場合 | ミストを吸入した場合は、直ちに新鮮な空気のある場所に移し、鼻をかませ、うがいをさせる。症状が改善されない場合は、医師の手当てを受ける。 | |
| | 皮膚に付着した場合 | 付着部又は接触部を石鹸で洗い流す。もし皮膚に炎症を生じた場合は、医師の手当てを受ける。 | |
| | 眼に入った場合 | 清浄な水で15分以上注意深く洗うこと。眼の刺激が持続する場合は、眼科医の手当てを受ける。 | |
| | 飲み込んだ場合 | 水でよく口の中を洗浄し、無理に吐かせたりはせず、気分が悪い時は、医師の手当てを受ける。 | |

| | | |
|---------------------|--|---|
| ⑤ 火災時の措置 | 特有の危険有害性 消 火 剤 消 化 方 法 消化を行う者の保護 | 現在のところ有用な情報なし。 粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、乾燥砂、霧状の強化液。 水をかけると火災を拡大することがあるので、使用してはいけない。 初期の火災には、上記の消火剤を用いて消化する。 大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効。 消化作業の際には必ず保護具を着用し、風下で作業をしない。 |
| ⑥ 漏出時の措置 | 人体に関する注意事項 環境に対する注意事項 少量流出時 封じ込め及び浄化の方法・機材 | 十分な換気を心がけ、付近の着火源となるものを取り除く。 河川や下水に排出しないように注意する。 紙、布（ウェス）等に吸収させて回収し、それらは焼却または地域条例に従い廃棄する。 漏出した液は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導き、密栓可能な空容器に出来るだけ回収し、そのあとを多量の水で洗い流す。その場合、中性洗剤等の分散剤を使用して洗い流す。 |
| ⑦ 取扱・保管 上注意 | 取 扱 上 の 注 意 保 管 上 の 注 意 | 取扱場所は火気厳禁とし、作業場は換気を十分に行う。容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の取り扱いをしない。 吸入又は飲み込まないこと。眼に入れないこと。作業衣等に付着した場合はその汚れを落とし、取り扱い後は手洗いとうがいを十分に行う。 使用する際に飲食又は喫煙をしないこと。環境への放出を避けること。 容器はしっかりと密閉して、換気良好な冷暗所に保管する。 保管の際も、発火元からは遠ざける。 酸化剤から離して保管すること。 |
| ⑧ 及び保護措置 暴露防止 | 管 理 濃 度 許 容 濃 度 設 備 対 策 保 護 具 | 設定されていない 設定されていない 屋内作業中は発生源の密閉化又は局所排気装置を設置する 長袖の衣類を着用し、必要に応じてマスク、保護眼鏡等を着用する |
| ⑨ 物理的及び化学的性質 | 外 観 等 物 理 的 形 態 変 化 引 火 点 自 然 発 火 点 比 重 燃 焼 又 は 爆 発 範 囲 蒸 気 圧 蒸 気 密 度 溶 解 性 分 解 温 度 | 形状：常温で液体 色：無色ないし微黄色 匂い：やや柑橘系の臭い 沸点：173～180℃ 融点：データなし 47.5℃ 200℃以上 0.76～0.79 (20℃) 上限：5.9% 下限：0.9% データなし 1.0以上 非水溶性 データなし |
| ⑩ 安定性及 反応性 | 安 定 性 危 険 有 害 反 応 可 能 性 避 け る べ き 条 件 混 触 危 険 物 質 危 険 有 害 分 解 生 成 物 | 通常の手取り扱い条件においては安定。 現在のところ有用な情報なし。 高温、過熱。 現在のところ有用な情報なし。 現在のところ有用な情報なし。 |

| | | |
|-------------------|--|--|
| <p>⑪ 有害性情報 ※1</p> | <p>急性毒性 皮膚腐食性・刺激性 眼刺激性 呼吸器感作性 皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器・全身毒性 吸引性呼吸器有害性</p> | <p>経口：ラットにおけるLD50>5g/kgに基づき、区分外とした。 経皮：ウサギにおけるLD50>5g/kgに基づき、区分外とした。 吸入・蒸気：データなし ヒト（パッチテスト）において、刺激性が72時間継続し、経皮暴露（2時間）によって火傷、そう痔、痛み、紫斑発疹が見られた。ウサギの試験において、皮膚一時刺激指数が8ランク中3.5位を示した。以上の結果およびEU分類でR38（区分2または3相当）であることから、区分2とした。 ウサギにおいて刺激性が認められているが、このデータだけでは区分が特定できないことから、データ不足のため分類できないとした。 データなし ヒト（パッチテスト）において10～15分で感作性が見られ、モルモットによるMaximizationtestにおいて感作性が認められた。以上の結果およびEU分類においてR43（区分1相当）、DFGにてShであることから、区分1とした。 体細胞in vivo変異原性（マウススポット試験）で陰性であることから区分外とした。In vivo試験では、マウスリンフォーマ試験、CHO細胞を用いた染色体異常試験、エームス試験にて陰性結果を示した。 発がん性は認められなかったことから、区分外とした。 分類できない 単回暴露：ヒトおよび動物において重大な変化が認められなかったことから区分外とした。 反復暴露：変化が認められなかったことから区分外とした。 データなし</p> |
| <p>⑫ 影響情報 環境</p> | <p>水生環境有害性（急性） 水生環境有害性（慢性）</p> | <p>甲殻類（オオミジンコ）の48時間EC₅₀=0.70mg/Lから、区分1とした。 甲殻類（オオミジンコ）の48時間EC₅₀=0.70mg/L及び、n-オクタノール／水分配係数=4.23により区分1とした。</p> |
| <p>⑬ 廃棄上の注意</p> | <p>残余廃棄物 汚染容器および包装</p> | <p>廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者もしくは、地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p> |
| <p>⑭ 輸送上の注意</p> | <p>国際規制 国内規制 輸送上の特別の安全対策及び条件</p> | <p>海上規制情報：IMOの規制に従う。 国連番号：2052 品名（国連輸送名）：ジペンテン 国連分類：クラス3 包装等級：III 海洋汚染物質：該当P物質 航空規制情報：ICAD/IATAの規制に従う。 陸上規制情報：消防法の規制に従う。 海上規制情報：船舶安全法の規制に従う。 航空規制情報：航空法の規制に従う。 荷崩れ防止を確実にし、衝撃、転倒、落下、破損が生じないようにする。 その他、当データシートの取り扱い、保管上の注意事項を参照。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p style="text-align: center;">⑮ 適用法令</p> | <p>消 防 法 安 衛 法 毒 劇 法 麻 薬 取 締 法 労 基 法 P R T R 法 航 空 法 港 則 法 危 規 則 海 洋 汚 染 防 止 法 悪 臭 防 止 法 道 路 法</p> | <p>危険物第四類 第2石油類（非水溶性） 危険物 引火性の物（施行令別表第1第4号） 該当しない 該当しない 該当しない 該当しない 引火性液体（施工規則第194条 危険物告示別表第1） 危険物 引火性液体類（法第21条2、則第12条） 引火性液体類（危規則第3条 危険物告示別表第1） 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） 個品運送P（施工規則第30条の2の3、国土交通省告示） 該当しない 車両の通行の制限（施行令第19条の13）</p> |
| <p style="text-align: center;">⑯ その他</p> | | <p>参考資料 1. 製品安全データシート作成資料 JIS Z 7253 : 2012 2. 製品安全データシート作成指針（日本化学工業協会） 3. 日本産業衛生学会（2007年） 4. IARC Vol.73（1999年） 5. CICADs no.5（1998年） 6. EU-Annex I access on 12（2008年） 7. MAK/BAT（2007年） 8. 『13901の化学商品』化学工業日報社（2001年） 9. 印藤元一『合成香料』化学工業日報社（1996年、p-21） 10. 安全情報センター、製品安全データシート、dーリモネン 11. (株)三菱化学安全科学研究所「試験報告書」、試験番号8B699G、 OEOGガイドラインNo.202（1999年）</p> |

※1 人についての症例、疫学的情報を含む。

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成しており、情報の正確さや安全性を保証するものではありません。取り扱いには最新の注意が必要で、ご使用者各位の責任において安全にご使用ください。本資料の記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。